

浜松市内で介護サービス事業所を  
運営する法人各位

浜松市 健康福祉部  
介護保険課長 谷口 弘記

介護予防・日常生活支援総合事業施設運営費助成補助金  
に係る補助事業の実施について（通知）

日ごろ、本市の介護保険行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年3月26日付通知による要綱の一部改正により、介護予防・日常生活支援総合事業の下記サービスにおいて本市が新たに独自で加えた時間及び回数による区分については、令和6年4月11日付け浜健介第17号により、令和6年5月利用分から廃止させていただきました。

これにより、下記サービスに係る4月利用分において生じた影響につきましては、令和7年1月29日付け浜健介第681号により、貴法人における4月利用分実績の確認をお願いしたところでございます。

このたび、事業者の皆様への影響を踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業施設運営費助成補助金交付要綱に基づき、市内で介護サービス事業所を運営している法人を対象として、下記のとおり、補助事業を実施することとしましたので、お知らせします。

つきましては、下記の申請方法により浜松市介護保険課まで申請願います。

このたびは、事業者の皆様にご心配とご迷惑をお掛けする事態となりましたことについて、深くお詫び申し上げます。

記

1 補助制度の概要

(1) 補助対象

令和7年2月26日時点において、市内で介護施設等を運営している（介護予防・日常生活支援総合事業施設運営費助成補助金交付要綱第2条第1号に規定する指定又は開設許可を受けていても、令和6年4月1日から令和7年2月28日まで継続してサービス提供及び介護給付費の請求を行っていない介護施設等は補助対象から除く。）法人

(2) 補助金の額

令和6年8月31日までに審査された介護予防訪問サービス及び介護予防通所サービスに係る介護サービス提供実績（浜松市が設置者かつ浜松市が所有する建物で事業実施する介護施設等に係る介護サービス提供実績を除く。）のうち、令和6年4月に提供されたサービスに対して、令和6年5月1日から再改定された基本報酬単位を用いて算出した額から令和6年4月1日に改定された基本報酬単位を用いて算出した額を減じて得た額を補助金として交付します（ただし、令和6年5月1日の再改定と令和6年4月1日の改定の基本報酬単位に、それぞれ加算及び減算を適用して算出した額の差が補助額を下回る場合は、その額を補助額とする）。

### (3) 提出書類等

下記、ア及びイについて、提出期限内に全てご提出ください。

事業内容の詳細については、下記リンク先に掲載しています。申請に当たっては、下記リンク先に掲載されている要綱及び参考資料等を必ずご確認ください。

#### 【浜松市公式ホームページ】

ホーム>創業・産業・ビジネス>福祉・介護>介護保険事業者及び従業者の皆様へ  
>介護予防・日常生活支援総合事業施設運営費助成補助金について

#### ア 口座情報等の登録

補助金の交付を受けることとなる口座番号等の情報の登録を下記入力フォームからお願いいたします(補助金の活用を希望しない場合は登録不要)。

<https://logoform.jp/form/Savd/954171>

※「口座番号」や「受取人名義」等の入力に誤りがあると円滑な振り込みが困難になりますので、入力誤りがないよう御留意ください。



#### (ア) 登録期限

令和7年3月19日(水)

#### イ 交付申請

アの登録が終わり次第、交付要綱に基づく交付申請をしてください。

#### (ア) 提出書類

- ・補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)
- ・サービス提供実績内訳書(第2・3号様式)
- ・市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書(給与所得者を雇用する法人のみ)
- ・補助金交付請求書(第5号様式)
- ・申請書類チェックリスト

#### (イ) 提出先及び提出方法

提出先：〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2 総務・給付グループ宛て

提出方法：窓口提出又は郵送(署名又は記名押印が必要な書類があるため、メールでの提出は受けません)

#### (ウ) 提出期限

令和7年3月19日(水) 必着

### (4) 留意事項

この補助金の交付を受けるに当たっては、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管する必要があります。

## 2 問い合わせ先

浜松市役所介護保険課

担当：総務・給付グループ 名倉・原

TEL：053-457-2862

mail:kaigo@city.hamamatsu.shizuoka.jp